様式第55の5（第94条の2関係）

特定認定保安検査実施事業者認定証		一般
名称（事業所の名称を含む。）		
事務所（本社）所在地		
事業所所在地		
認定の種類		
認定に係る特定施設		
認定年月日及び認定番号	年　月　日　第　号	
認定の有効期間		
備考		

経済産業大臣　　印
殿

代表者　氏名

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第55の6（第94条の5関係）

特定認定完成検査実施事業者届変更		一般
	×整理番号	
	×受理年月日	年　月　日
名称（事業所の名称を含む。）		
事務所（本社）所在地		
事業所所在地		
変更の内容		

代表者　氏名　　㊞

経済産業大臣　殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　2　×印の項は記載しないこと。
　　3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第55の7（第94条の5関係）

特定認定保安検査実施事業者届変更		一般
	×整理番号	
	×受理年月日	年　月　日
名称（事業所の名称を含む。）		
事務所（本社）所在地		
事業所所在地		
変更の内容		

代表者　氏名　　㊞

経済産業大臣　殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　2　×印の項は記載しないこと。
　　3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

（ロンビナート等保安規則の一部改正）

第四条　ロンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九条」を「第四十九条の七」に、「第四十九条の九」を「第四十九条の十五」に改める。

第二条第一項第五号及び第十八号中「のイからチまで」を削る。

第五条第二項第二号ル中「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を「同令第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」に、「同号の充填可能期限年月」を「同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月」に、「国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器」を「国際相互承認に係る容器保安規則第二条第三号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

第十四条第一項第一号中「の規定により製造を行う」を「に規定する製造する」に、「経済産業大臣の認める」を「経済産業大臣が認める」に改め、同項第六号中「製造施設において行う工事であつて、次の各号に掲げる設備の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号で定める技術上の基準及び同条第二号で定める技術上の基準に関する事項の他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事」を「製造施設において行う工事（特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項の他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）」に改め、同号イ及びロを削り、同号の次に次の二号を加える。

七　認定完成検査実施者であつて、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の取替えの工事

イ　特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限り、前号に該当するものを除く。）

ロ　特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（前号に該当するものを除く。）